

## 令和6年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金の新規仮申込の受付について

令和6年1月10日

(一財) 都市農山漁村交流活性化機構

令和6年度から新規で森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付金の交付を希望する活動組織の皆様から、下記により「仮申込」を受付けます。

※2年目と3年目の組織で、変更がない場合は提出不要です。

### 記

#### 1 対象者

- ・初めて交付金を申請しようとする組織（設立予定を含む。）
- ・3年間の活動が終了した組織（終了予定を含む。）で、新たに3年間の活動計画書を作成して交付金を申請しようとする組織
- ・令和6年度が2年目と3年目の組織で計画変更を希望する組織（面積、延長、資機材等の増減）

#### 2 申込の方法

- ・別紙「令和6年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金 新規仮申込書」に必要事項を記載し、計画図の案を添付して、6の申込先へお送りください。

#### 3 申込の期限

令和6年1月31日（水）（必着）

#### 4 現地相談会等の実施

- ・電話、メール等を使った相談を承ります。相談を希望する方は、6の相談窓口へご連絡下さい。
- ・相談は2月以降も随時実施致しますが、2月から4月は、旧年度の実施状況確認及び新年度の申請受付等で多忙のため、現地相談会の希望に沿えない場合がございます。

#### 5 交付金の内容

- ・受付開始時点において、令和6年度の内容は、令和5年度と基本的には同じであると見込まれています。次の書類に目を通していただき、令和5年度の内容を理解した上でお申し込みください。
  - － 令和5年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金 募集要領
- ・なお、成立した予算の内容に応じて事業内容等に変更が生じる場合がございますが、その場合はご容赦ください。

#### 6 申込先・相談窓口

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町45番地 神田金子ビル5階

一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構 森林・山村多面的機能発揮対策事務局

電話 090-2625-9588 または 03-4335-1985 Fax03-5256-5211 E-Mail satoyama@kouryu.or.jp

## 7 留意事項

- ・仮申込書の受理は、交付金の採択を約束するものではありません。4 月以降、募集が開始されたら、改めて採択申請書等をご提出いただき、外部委員による審査等を経て、予算の範囲内で採択させていただきます。
- ・受理された仮申込書の内容は、林野庁に対する要望に反映させていただきます。林野庁は、要望内容を踏まえて都道府県ごとに予算額を割り当てます。
- ・割り当てられた予算額に対して大きな不要額が発生してしまうと、次年度予算が減額されるなど他の組織に迷惑が及びます。つきましては、申請及び実施が可能な内容でお申し込みください。
- ・仮申込書を提出できなかった組織からの採択申請も受け付けさせていただく考えですが、仮申込をした組織を優先的に採択させていただきます。
- ・令和 6 年度の申請が不採択になった場合は、令和 7 年度以降の採択に向けて計画熟度を高めるための支援活動をさせていただきますので、ご相談ください。

## 8 申込前後のスケジュール（未定）

- 1 月 1 0 日 仮申込・相談の受付開始
- 1 月 3 1 日 仮申込書の提出期限
- 1 月 3 1 日 仮申込の内容を集約し、林野庁に要望書を提出
- 3 月下旬 都道府県ごとの予算額の割当（内示）
- 4 月上旬 林野庁の要綱・要領の改正
- 4 月上旬 募集要領の改正・募集開始

（これ以降のスケジュールは、4 月上旬に発表する募集要領の中でお示しします。）

- 4 月中旬 第 1 次募集の締切（5 月下旬に審査結果のお知らせ、6 月 1 日から活動開始）

※第 1 次募集は、継続組織及び 1 月 31 日までに申請書案が完成した組織のみ応募可

- 5 月末日 第 2 次募集の締切（6 月下旬に審査結果のお知らせ、7 月 1 日から活動開始）

これ以降、8 月末日まで毎月末日締切、翌月中下旬に審査結果のお知らせ、翌々月の 1 日から活動開始を繰り返します。

ただし、採択見込額が予算額に達した時点で受付を終了させていただきます。

以 上